（生業に必要な資金の貸与）

第九条　法第四条第一項第八号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一～五　略］

（学用品の給与）

第十条　法第四条第一項第九号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一～四　略］

（埋葬）

第十一条　法第四条第一項第十号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一～四　略］

（死体の捜索及び処理）

第十二条　法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第一号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十三条　法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一～三　略］

（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十四条　法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一　救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

［イ～ハ　略］

ニ　福祉サービスの提供

ホ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ヘ～チ　［略］

二　救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三　［略］

（生業に必要な資金の貸与）

第八条　法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一～五　同上］

（学用品の給与）

第九条　法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一～四　同上］

（埋葬）

第十条　法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一～四　同上］

（死体の捜索及び処理）

第十一条　法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条　法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一～三　同上］

（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条　法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一　救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

ニ　飲料水の供給

ホ～ト　［同上］

二　救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三　［同上］